

「ていねっていいね！区民の集い」設置要綱

(名称)

第1条 本会は「ていねっていいね！区民の集い」（以下「区民の集い」という）と称する。

(趣旨・目的)

第2条 「区民の集い」は、手稲区民がまちづくりを共に考え、行動することを通じて、区民が主役となり、愛着や誇りを共有できる“ふるさと手稲”づくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 「区民の集い」は、前条に掲げる趣旨・目的を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 区内のまちづくりネットワークの推進に関する事
- (2) 区内各分野の団体による、情報・意見交換や研修等の集いの開催に関する事
- (3) 区全体のまちづくりの課題・意見の集約や区への提言の取りまとめに関する事
- (4) 手稲区マスコットキャラクターていぬの活用推進に関する事

(組織・運営)

第4条 「区民の集い」は、第2条に掲げる趣旨・目的に賛同し、意欲を有する区内の各種団体（以下「参加団体」という）の代表者をもって組織する。

- 2 「区民の集い」の運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。
- 3 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体を追加することができる。
- 4 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体以外の者を臨時に出席させ、報告等を求めることができる。

(役員)

第5条 「区民の集い」に座長1名、副座長1名及び運営委員長1名（以下「役員」という）を置く。

- 2 座長は、区民の集いを代表し、運営を統括する。
- 3 座長は、手稲区連合町内会連絡協議会会長をもって充てる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある時はその職務を代理する。
- 5 運営委員長は、「区民の集い」の円滑な運営のために必要な職務を行う。
- 6 副座長及び運営委員長は座長が選任する。
- 7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

8 欠員の補充によって選ばれた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、「区民の集い」の運営に必要な事項の協議を行い、「区民の集い」の円滑な運営を図る。

2 運営委員会は、座長、副座長、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、参加団体の代表者から座長が選任する。

(区の連携協力)

第7条 区は、「区民の集い」の活動に積極的に支援協力を行うものとする。

2 区は、「区民の集い」の活動の成果を尊重し、区のまちづくりの推進に反映するよう努めるものとする。

3 「区民の集い」の庶務を行うため、事務局を市民部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、「区民の集い」の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年6月29日より施行する。

この要綱は、平成24年6月29日より施行する。

この要綱は、平成25年6月27日より施行する。

令和3年度「ていねっていいね！区民の集い」運営委員会構成員名簿

令和3年度「ていねっていいね！区民の集い」役員

(敬称略)

区 分	団 体 名	氏 名	
座 長	[手稲区連合町内会連絡協議会会長] 手稲区青少年育成委員会連絡協議会議長 手稲曙連合町内会会長 手稲文化協会会長	にいだ かずよし 丹伊田 和義	新任 充て職 (手稲鉄北)
副座長	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部支部長	やまさわ きょうこ 山澤 恭子	新任 (富丘西宮の沢)
運営委員長	稲穂連合町内会会長	ひらかわ とみお 平川 登美雄	新任 (稲穂金山)

令和3年度「ていねっていいね！区民の集い」運営委員

(敬称略)

区 分	団 体 名	氏 名	
運営委員	稲積安全・安心まちづくり協議会会長 札幌手稲防犯協会会長	ささき きよし 佐々木 針	(前田)
運営委員	山口団地連合自治会会長	こばやし まさかつ 小林 正勝	(手稲鉄北)
運営委員	西宮の沢連合町内会会長	まつうら のりあき 松浦 憲昭	新任 (富丘西宮の沢)
運営委員	夢トピア星置町内会連合会会長 夢のまちづくり星置・山口の会会長	こばやし ひろし 小林 宏史	(星置)
運営委員	手稲区スポーツ推進委員会会長	まつお ちあき 松尾 千明	(稲穂金山)
運営委員	手稲区連合町内会女性部長連絡協議会会長	おおしま りつこ 大島 利津子	新任 (星置)
運営委員	手稲区 PTA 連合会会長	かわまた なおみ 川又 苗穂美	(星置)
運営委員	手稲区商店街連絡協議会会長	たけうち のぶひと 竹内 伸仁	(前田)

令和3年7月1日現在

(令和3年8月1日現在)

「ていねっていいね！区民の集い」参加団体名簿

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
住民組織 (15)	手稲中央連合町内会	会 長	樋口 哲雄
	手稲曙連合町内会	会 長	丹伊田 和義
	手稲稲山連合町内会	会 長	畑中 裕
	山口団地連合自治会	会 長	小林 正勝
	前田連合町内会	会 長	山岸 裕
	稲積連合町内会	会 長	松田 定雄
	新発寒わらび連合町内会	会 長	中川 健二
	新発寒連合町内会	会 長	片澤 清
	新発寒第一連合町内会	会 長	野島 正行
	富丘連合町内会	会 長	久瀧 洲一
	西宮の沢連合町内会	会 長	松浦 憲昭
	稲穂連合町内会	会 長	平川 登美雄
	金山連合町内会	会 長	高橋 謙一郎
	夢トピア星置町内会連合会	会 長	小林 宏史
星置連合町内会	会 長	大東 紘	
まちづくり 地域ネットワーク (8)	ふるさと軽川街づくり協議会	会 長	樋口 哲雄
	手稲鉄北まちづくり協議会	会 長	畑中 裕
	前田ふれあいまちづくり協議会	会 長	山岸 裕
	稲積安全・安心まちづくり協議会	会 長	佐々木 針
	新発寒まちづくり委員会	会 長	野島 正行
	富丘西宮の沢まちづくり協議会	会 長	久瀧 洲一
	稲穂金山活性化推進委員会	会 長	高橋 謙一郎
夢のまちづくり星置・山口の会	会 長	小林 宏史	
福祉・高齢者 (4)	手稲区社会福祉協議会	会 長	大東 紘
	手稲区民生委員児童委員協議会	会 長	大西 國男
	札幌市手稲区保護司会	会 長	板垣 裕子
	手稲区老人クラブ連合会	会 長	齊藤 隆
青少年 (2)	手稲区青少年育成委員会連絡協議会	議 長	丹伊田 和義
	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部	支部長	山澤 恭子
文化 (1)	手稲文化協会	会 長	丹伊田 和義

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
スポーツ ・健康づくり (3)	手稲区スポーツ推進委員会	会 長	松尾 千明
	手稲区体育振興会連絡協議会	会 長	丸藤 久美子
	手稲区食生活改善推進員協議会	会 長	朝倉 博美
女性 (4)	手稲区連合町内会女性部長連絡協議会	会 長	大島 利津子
	手稲区交通安全母の会連絡協議会	会 長	田中 章子
	札幌手稲更生保護女性会	会 長	武市 恵美子
	札幌市赤十字奉仕団手稲分団	分団長	小林 八重子
防犯・防災等 (7)	札幌手稲区防火委員会	会 長	丹伊田 和義
	札幌手稲防犯協会	会 長	佐々木 針
	札幌手稲暴力追放運動推進協議会	会 長	鹿内 正
	札幌手稲交通安全協会	会 長	平尾 正勝
	手稲区災害防止協力会	会 長	吹田 幸隆
	札幌市手稲消防団	団 長	竹中 邦博
	手稲区クリーンさっぽろ衛生推進協議会	会 長	渡邊 悦子
教育 (6)	札幌市小学校長会手稲支部 (手稲北小)	支部長	木村 大輔
	札幌市中学校長会手稲区校長会 (稲穂中)	会 長	松田 洋和
	手稲区高等学校校長 (手稲高)	代 表	吉田 岳夫
	手稲区 PTA 連合会	会 長	川又 苗穂美
	北海道科学大学	学 長	渡辺 泰裕
	北海道科学大学短期大学部		
企業等 (5)	手稲区商店街連絡協議会	会 長	竹内 伸仁
	手稲料飲店旅館協会	会 長	豊嶋 真
	北海道旅客鉄道株式会社 手稲駅	駅 長	長谷川 潤
	日本郵便株式会社 手稲郵便局	局 長	藤田 憲人
	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	院 長	成田 吉明

計 55 団体

※氏名の網掛けは交代のあった代表者の方

令和2年度「ていねっていいね！区民の集い」活動報告

活動テーマ：「安全・安心なまちづくり」「区の魅力づくり」

1 第1回「ていねっていいね！区民の集い」

(1) 日時及び場所

令和2年7月30日（木）14時00分から15時00分まで
手稲区民センター2階区民ホール（手稲区前田1条11丁目）

(2) 内容

- ・ 「区民の集い」 令和元年度活動報告
- ・ ていぬ活用委員会 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画
- ・ 令和2年度手稲区の目標と取組について
- ・ 手稲区30周年を記念した取り組みについて（報告）
- ・ 「区民の集い」 令和2年度年間計画
- ・ 「てっぽく・ひろば」について



2 手稲区防災訓練

例年、「区民の集い」として参加していた手稲区防災訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月2日（水）北海道科学大学において、当初予定していた規模を縮小して実施されました。

令和2年度は、「区民の集い」として訓練の参加はありませんでした。

3 第2回「ていねっていいね！区民の集い」

(1) 書面開催

令和2年11月16日（月）

(2) 内容

「てっぽく・ひろば」の今後の活用に係るアンケート結果を報告

アンケートの結果については、手稲区連合町内会連絡協議会から札幌市へ提出された「てっぽく・ひろばの今後の活用に関する要望書」の内容の基となりました。

ていぬ活用委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ていねっていいね！区民の集い」（以下「区民の集い」という。）の下に設置し、ていぬ活用委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）の積極的な活用により、多くの人々に手稲区への愛着を深めてもらうとともに、活気あふれる元気な手稲区の実現を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ていぬの活用に関する企画及び運営に関すること
- (2) ていぬに関する財産の維持・管理に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第4条 委員会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 委員会設置時において区民の集いから引き継いだ財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第5条 委員会の経費は、前条各号の収入等をもって充てる。

(事業計画及び収支予算等)

第6条 委員会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、委員会の委員長が編成し、委員会の議決を経て、区民の集いに報告しなければならない。

- 2 委員会の収支決算は、委員会の委員長が作成し、事業報告とともに会計監査の監査を経て、委員会の議決を得、毎会計年度終了後に開催される区民の集いに報告しなければならない。
- 3 委員会の毎会計年度の収入は、当該年度の事業支出を賄えるものとし、利益（剰余金）は生じさせないものとする。利益（剰余金）が生じた場合は、特定寄付金に該当する団体に寄付を行う。

(会計年度)

第7条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 委員及び事務局等

(委員)

第8条 委員会は5名以上10名以内の委員（うち委員長1人、副委員長2人以内、会計監査1名）をもって構成する。

(委員等の選任)

第9条 委員長は区民の集い構成団体の代表の中から区民の集い座長が指名し、残る委員は委員長がていぬの活用に熱意を持ち活動できる者の中から、区民の集い座長の同意を得て選任する。

2 副委員長及び会計監査は、委員の互選により定める。

(委員の職務)

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会を構成し、この委員会の業務を執行する。

4 会計監査は、会計の監査にあたるものとする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、辞任のほか第13条及び第22条第1項に該当する場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の費用弁償)

第12条 委員には、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

(委員の解任)

第13条 委員に、委員としてふさわしくない行為があったときは、委員会において、委員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を手稲区市民部地域振興課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には地域振興課長をもってこれにあてる。

第4章 委員会

(権能)

第15条 委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 委員会の運営に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第16条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1を超える者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第17条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第18条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(議決)

第 19 条 委員会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 20 条 委員長は、委員会を招集するいとまがない緊急事項又は委員会等の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第 5 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、委員会において委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 22 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときに解散する。

- (1) 第 2 条の目的が達成されたとき
- (2) 手稲区マスコットキャラクターが廃止されたとき
- (3) 変更により、ていぬが手稲区マスコットキャラクターでなくなったとき
- (4) 財務上健全な活動を行う見込みがないと委員長が判断し、委員長を含む委員の 4 分の 3 以上の同意を得て解散の決議をしたとき

2 委員会の解散のときに存する残余財産は、委員会の議決を得、次のとおりとする。

- (1) 「ていぬ着ぐるみ」及び「ていぬ関連グッズ」並びにその他物品は、区民の集いに帰属する。
- (2) 残余金は、特定寄付金に該当する団体に寄付を行う。

第 6 章 雑則

(補 則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、ていぬ活用委員会の設置の日から施行する。
- 2 平成 25 年 6 月 6 日一部改正

ていぬ活用委員会役員一覧

	令和2年度	令和3年度(案)
委員長	手稲区青少年育成委員会連絡協議会議長 丹伊田 和義	手稲区青少年育成委員会連絡協議会議長 丹伊田 和義
副委員長	北海道科学大学(3年生) 蔵野 耕平	北海道科学大学(4年生) 蔵野 耕平
会計監査	手稲本町商店街振興組合 松尾 里沙	手稲本町商店街振興組合 松尾 里沙
	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部 山澤 恭子	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部 山澤 恭子
	ていぬデザイン担当 小黒 香	ていぬデザイン担当 小黒 香
	ていぬ原作者 江幡 由衣	ていぬ原作者 江幡 由衣
	北海道科学大学(3年生) 坂本 優海	北海道科学大学(4年生) 坂本 優海

ていぬ活用委員会

令和2年度事業報告・連絡事項

活気あふれる元気な手稲区の実現に向け、令和2年度においては、手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）を活用し、以下の事業を実施した。

1 活用事業

(1) 各種イベントへの参加（着ぐるみの貸出）：令和2年度：14回（令和元年度：89回）

<内訳>

行政関係	4回（25回）	個人・企業等	3回（21回）
町内会等の地域行事	1回（16回）	福祉・医療関係	2回（15回）
学校・幼稚園	4回（8回）	子ども会	0回（4回）

※（ ）内は令和元年度実績。

(2) グッズの販売

- ・令和2年度の新商品
 - ①木のしおり・・・・・・・・・・400円
 - ②ミニタオル（紺・えんじ）・・350円
 - ③サッポロスマイルバッジ・・350円
- ・グッズの売上金額　令和2年度：576,310円（令和元年度：879,470円）

(3) その他

- ・健康子ども課の保健師協力のもと、感染予防など用の新イラスト（画像データ）を作成した。

2 管理事業

(1) 着ぐるみの維持管理

- ・動産保険（免責3万円）への加入継続。（1号機、2号機、3号機）

※毎年クリーニング及び補修を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大により、使用頻度が低下（昨年度の6分の1）したことから、未実施とした。

(2) 第三者からの着ぐるみやイラストデータ等の使用申請に関する承認及び調整

- ・着ぐるみの貸出承認／14回（再掲）
- ・イラストデータの使用承認／23回（令和元年度：19回）

3 情報発信事業

(1) ホームページ「ていぬの部屋」の更新をした。

- ・活用されるイベント・事業の紹介とその活動報告を行う「活動記録」のページや無料の画像データの提供をする「ダウンロード」のページをそれぞれ更新。

(2) ていぬの活用に向けた情報発信

- ・昨年、北海道新聞「さっぽろ10区（トーク）」の「第1回さっぽろPRキャラずかん人気投票」にてグランプリに輝いたため、第2回人気投票応援記事を掲載。
- ・札幌テレビ放送「ブギウギ専務」に出演。
- ・北海道テレビ放送「LOVE HOKKAIDO」の番組内クイズで紹介

令和2年度 活動報告

2020年6月1日（札幌市円山動物園の「シーク・イン！体操。」に参加しました！）

札幌市円山動物園の「シーク・イン！体操。」に参加しました！

職員と一緒に体操しましたが、上手にできたと思うです！



2020年9月14日（新グッズが販売されたです！）

ぼくの新しいグッズが販売されたです！

読書の時に使える「木のしおり」やぼくが付いた「サッポロスマイルバッジ」、

紺色とえんじの「ミニタオル」が追加されたです！

どれもかっこいいです！

他にもいろいろあるので、ぜひ買ってほしいです！！

・スマイルバッジ 350円



・ミニタオル（紺・えんじ） 各 350 円



・木のしおり 400 円



2020 年 10 月 2 日（グループホーム笑顔の村の誕生日会に参加しました！）

グループホーム笑顔の村で行われた誕生日会に参加しました！



皆さんが笑顔で迎えてくれて嬉しかったです！

誕生日会も盛り上げて良かったです！



2020年10月15日（「石狩市魅力PRイベント」に今年も参加しました！）

JR手稲駅自由通路「あいくる」で、石狩市の魅力を伝える「石狩市魅力PRイベント」が今年も開催されたです！

映像での石狩市観光スポット紹介のや特産品の販売が行われたですよ。



石狩市の「さけ太郎」に今年も会えて嬉しかったです！

一緒に会場を盛り上げてきたですよー！！



2021年1月7日（手稲中央幼稚園のポロップひろばに参加しました！）

手稲中央幼稚園で行われた未就学児の子育て広場「ポロップひろば」に参加しました！



ポロップひろばに参加したみんなと“福笑い”で遊んだです。



みんな上手にできてたですよ～！

一緒に遊べて楽しかったです。

また、参加できるのを楽しみにしています！！



ていぬ活用委員会
令和2年度収支決算

1 収入

(単位：円)

項目	令和2年度 予算(A)	令和2年度 決算(B)	増減 (B-A)	備考
繰入	485,284	485,284	0	前年度より
事業収入	750,000	576,310	△ 173,690	
助成金	0	0	0	
その他	10	4	△ 6	銀行利息
計	1,235,294	1,061,598	△ 173,696	

2 支出

(単位：円)

項目	令和2年度 予算(A)	令和2年度 決算(B)	増減 (A-B)	備考
会議費	5,000	0	△ 5,000	
維持管理費	304,800	34,800	△ 270,000	【保険料】 11,600円×3=34,800円 ※新型コロナウイルスの影響により、着ぐるみの使用件数が減少しているため、クリーニング等を行わない。(使用ごとに消毒は実施)
事業費	800,000	505,830	△ 294,170	販売手数料 67,580円 グッズ製作費 438,520円
事務費	5,000	0	△ 5,000	事務用品など
寄付金	10,000	10,000	0	さぼーとほっと基金
予備費	110,494	0	△ 110,494	
その他	0	0	0	
計	1,235,294	550,630	△ 684,664	

収入決算額 1,061,598 円

支出決算額 550,630 円

差引残額 **510,968** 円


次年度へ繰越

3 会計監査

本会計について、監査の結果適正であったことを確認しました。

令和3年5月12日

監査

松尾里沙 

ていぬ活用委員会 令和3年度事業計画

手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）を活用し、元気あふれる元気な手稲区の実現に向け以下の事業を推進する。

1 活用事業

愛らしい「ていぬ」の活用による、元気な手稲区の実現に向け以下の事業を行う。

(1) 各種イベントへの参加

区内外で開催される各種イベントに積極的に着ぐるみの貸し出し等を行う。

(2) グッズの販売

・当委員会の継続的な活動経費を確保するため、引き続きグッズの販売を行う。

・販売場所

①手稲区民センター（平成22年11月～）

②ていぬ・さくら館（平成23年11月～）

③星置地区センター（平成25年4月～）

④新発寒地区センター（平成27年6月～）

・各種イベント等において、主催団体と連携しながらグッズの販売を行う（主催団体への販売委託など）。

(3) ていぬ活用の企画

・新しいグッズの企画・商品化を検討する。

・ていぬの積極的な活用を図るため、当委員会の独自企画や委員会以外から寄せられる活用案を検討する。

2 管理事業

当委員会が保有する「ていぬ」の着ぐるみ、イラストデータ等について以下の業務を行う。

(1) 着ぐるみの維持管理（クリーニング、補修、動産保険の加入等）

(2) イラストデータ等の管理及び新たなデザインの作成

(3) 第三者からの着ぐるみやイラストデータ等の使用申請に関する承認及び調整

3 情報発信事業

「ていぬ」を活用した元気な手稲区を多くの人にアピールするための情報発信を行う。

(1) 「ていぬ」が活用されるイベント・事業の紹介とその活動報告

ホームページ「ていぬの部屋」において情報提供を行う。

(2) 無料ダウンロードデータの提供

ホームページ「ていぬの部屋」において季節に応じた画像データをアップする。

(3) ていぬの活用が進むよう情報発信を行う。

ていぬ活用委員会
令和3年度 収支予算

1 収入

(単位：円)

項目	令和2年度 予算(A)	令和3年度 予算(B)	増減 (B-A)	前年度決算 (参考)	備考
繰入	485,284	510,968	25,684	485,284	前年度より
事業収入	750,000	650,000	△ 100,000	576,310	グッズ販売
助成金	0	0	0	0	
その他	10	10	0	4	銀行利息
計	1,235,294	1,160,978	△ 74,316	1,061,598	

2 支出

(単位：円)

項目	令和2年度 予算(A)	令和3年度 予算(B)	増減 (A-B)	前年度決算 (参考)	備考
会議費	5,000	5,000	0	0	
維持管理費	304,800	304,800	0	34,800	着ぐるみクリーニング・刈り入れ 90,000円×3=270,000円 保険料 11,600円×3=34,800円
事業費	800,000	700,000	△ 100,000	505,830	販売手数料 100,000円 グッズ製作費 600,000円
事務費	5,000	5,000	0	0	事務用品 3,000円 収入印紙 2,000円
寄付金	10,000	10,000	0	10,000	さぼーとほっと基金
予備費	110,494	136,178	25,684	0	
その他	0	0	0	0	
計	1,235,294	1,160,978	△ 74,316	550,630	

令和3年度

手稲区の目標と取組

手稲区では住んでいて良かったと実感できる「人に優しいまちづくり」と「ふるさと手稲づくり」を目標として、目標達成に向けた4つの取組を進めてまいります。

目標

「人に優しいまちづくり」
「ふるさと手稲づくり」

1 安心して暮らせるまちづくりの取組

- ・地域住民、学校職員、区職員を対象に実際の避難所開設や運営に関する実地研修を開催
- ・町内会の防災リーダー育成のため、「基礎編」「実務編」の研修を開催
- ・災害時の要配慮者の避難支援に向けた、各地域での取組を支援
- ・災害発生時の相互支援を円滑に進めるための「地域防災事業者ネットワーク会議」を開催



防災リーダー基礎研修

2 子どもの健全な育成や健康寿命の延伸を支援する取組

- ・安心して子育てができる環境づくりのため、子育て家庭やその他の地域の人が交流し、日常的につながりを持てるよう、各地域の「子育てサロン」の運営を支援
- ・子育て支援関係者とのネットワークを充実させるとともに、個別の子育てニーズに対応
- ・食育意識の向上を目指し、管理栄養士による若者料理教室や北海道科学大学と連携した啓発活動を実施
- ・北海道科学大学や企業、地域等と連携して、ウォーキングなどによる運動習慣の普及を促進
- ・生涯現役で学ぶ意欲や生きがいを感じられる場を提供するため、稲苑大学（高齢者教室）を開催



大学祭での食育啓発

◆手稲区役所における新型コロナウイルス感染症対策

区民の皆さまに安心して来庁していただくために、次のような対策を実施しています。

- ・出入口に手指消毒用アルコール、非接触型体温測定器を設置
- ・トイレや椅子、エレベーター、ドアノブなどの接触箇所の定期的な消毒
- ・来庁者窓口へのパーティション設置
- ・窓口の混雑状況が分かる「窓口お呼び出し情報」システム導入（戸籍住民課）
- ・必要な換気量を確保するための継続的な機械換気と定期的な窓開け換気の実施
- ・職員のマスク着用および定期的な事務室内の消毒 など



3 地域活動の活性化を支援する取組

- ・地域のまちづくり活動や地域で活躍する人々の活動内容を区ホームページなどで紹介
- ・まちづくり活動の新たな担い手づくりを支援するため、町内会関係者を対象に研修資料を配布
- ・地域住民のスポーツ交流を深めるイベント「スポーツ・レクリエーション祭」実行委員会を支援
- ・区内の各種関係団体と連携・協力し、「ていね夏あかり」を開催
- ・子どもたちの雪対策への意識を高めるため、将来のまちづくりを担う小学生を対象とした雪体験授業を実施



ていね夏あかり

4 手稲区の魅力を発信する取組

- ・親子スキー教室の実施などを通して、区のシンボルである「手稲山」の魅力を発信
- ・オリパラ招致に向けた機運醸成を目指し、スポーツと健康づくりを主なテーマにしたパネル展などを開催
- ・手稲区親善大使の三浦雄一郎氏、手稲区ふるさと大使の伊藤多喜雄氏を招いた地域行事の開催を支援
- ・「ていね」の着ぐるみを地域行事へ無料で貸出すとともに、魅力ある関連グッズを販売
- ・出生届、婚姻届を提出された方に、お祝いの気持ちを込めて「ていね」型スポンジを配布
- ・富丘西公園のスズランや星置緑地のミズバショウなどの貴重な自生植物の保全活動を、地域の方々と共に実施



ていね型スポンジ

手稲区地域防災事業者ネットワーク会議(令和2年度)

■令和2年度は書面開催にて開催 (R3.01)

議題等

(1) 構成員について

北海道旅客鉄道(株) 手稲駅	社医法) アルデバラン 手稲いなづみ病院
ジェイ・アール北海道バス(株) 手稲営業所	社医法) 延山会 西成病院
合同会社 西友 手稲店	医療法人秀友会 札幌秀友会病院
北海道コココーラ・ボトリング(株)	医療法人 札幌緑誠病院
(株)LIXILビバ スーパービバホーム手稲富丘店	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
北海道ガス(株)	学校法人 北海道科学大学
北海道電力(株) 札幌西支社 お客様センター	手稲区災害防止協力会 (新規)
日本郵便(株) 手稲郵便局	札幌方面手稲警察署
(株)NTTドコモ 北海道支社	札幌市水道局
KDDI(株) 北海道総支社	手稲消防署
(株)らむれす コミュニティFM 三角山放送局	手稲区役所
(株)北洋銀行手稲中央支店	

(2) 情報共有(コロナを踏まえて取り組んだことや導入した物品等)

- ・ 消毒用物品の購入
- ・ 避難所支援物品設置方法の検討 (持ち込み機材を自前で設置する または 支援物品を届けて設置は避難所管理者に委ねる方法)
- ・ 平常時及び災害時のためのマスク、フェイスシールド、消毒液の備蓄 (4)
- ・ 病院入口において、サーモシステムによる検温
- ・ 待合スペースのソーシャルディスタンス
- ・ テレワーク勤務
- ・ 駅トイレにハンドソープ設置
- ・ 待合ベンチへ間隔を空けるサインの設置
- ・ アクリル版配備 (窓口、食堂等)
- ・ 非接触型体表温検知装置 1 台、空気清浄機 (Airdog) 14 台購入
- ・ アルコール、ペーパー類等、3 週間分の備蓄

令和3年度「ていねっていいね！区民の集い」年間計画

1 活動テーマ

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 区の魅力づくり

2 年間の流れ

7月26日(月)	第1回「区民の集い」運営委員会 【内容】 第1回「区民の集い」に係る議題、開催方法等について検討
8月(予定)	第1回「区民の集い」 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面にて開催
9月 1日(水)	令和3年度手稲区防災訓練 【内容】 感染拡大防止のため、規模を縮小して開催。 「区民の集い」としての参加は見送り
(未定)	第2回「区民の集い」 【内容】 安全安心なまちづくり(防災)をテーマに活動を検討
(未定)	第2回「区民の集い」運営委員会

※ 今後の市内感染状況によって、予定が延期又は中止となる場合があります。